

輸入植物検疫規程の一部改正について
(植物防疫法に基づく廃棄、消毒処分の基準への病虫害の追加)

令和 7 年 3 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 8 条に基づく検査の結果、検疫有害動植物があった場合の法第 9 条第 1 項に基づく廃棄、消毒処分の基準は、輸入植物検疫規程（昭和 25 年農林省告示第 206 号。以下「規程」という。）第 3 条第 1 項において規定されており、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 に掲げる検疫有害動植物以外の検疫有害動植物を発見したときにあつては、規程別表第 2 において、植物等及び検疫有害動植物の種類別に措置が規定されている。
- (2) また、昭和 53 年当時に特に我が国への侵入を警戒する必要があつた病虫害（以下「特定重要病虫害」という。）については、当該病虫害が発見された場合の措置等が特定重要病虫害検疫要綱（昭和 53 年 12 月 4 日 53 農蚕第 8308 号農蚕園芸局長通達。以下「要綱」という。）に規定されている。
- (3) 規則においては、平成 23 年 3 月以降、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）の結果に基づき、リスクに応じて、規則別表 1、別表 1 の 2、別表 2 又は別表 2 の 2 において、それぞれ法第 5 条の 2 第 1 項に基づく検疫有害動植物、法第 6 条第 2 項に基づき輸出国で行う必要がある検査の対象となる地域、植物等及び基準、法第 7 条第 1 項第 1 号に基づく輸入禁止の対象となる地域及び植物の組み合わせ並びに輸入禁止から除外する基準が規定されている。
- (4) また、検疫の対象から除外する検疫有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）については、平成 23 年農林水産省告示第 542 号（植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物。以下「関係告示」という。）の 1 の 2 及び 2 の 2 において、規則別表 1 の第 1 の 2 の項及び第 2 の 2 の項の規定に基づきまん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定する有害動植物から除く有害動植物として指定している。

2. 改正案の主な内容

今般、要綱に規定する 45 種の特定重要病虫害のうち、PRA が未了であつた残り 1 種の PRA が完了し、すべての特定重要病虫害が規則別表又は関係告示に掲載されることとなり、要綱に規定する特定重要病虫害に係る検査等の対象地域・対象植物等は規則

別表等の規定と重複することから、要綱を別途局長通知により廃止することとし、45種のうち、現行、措置が規程別表第2等に規定されておらず要綱に基づき措置を行っていた次の4種の検疫有害動植物については、その措置を明示するために、新たに規程別表第2に規定することとする。

- (1) *Puccinia pittieriana*(プッキニア・ピッティエリアーナ)(糸状菌)
- (2) *Sweet potato mild mottle virus*(スイートポテトマイルドモットルウイルス)(ウイルス)
- (3) *Potato yellow dwarf virus*(ポテトイエロードワーフウイルス)(ウイルス)
- (4) サツマイモノメイガ(メイガ科)

(参考:規程別表第2における検疫有害動植物の規定方法)

- ・ 検疫有害動植物、検疫有害植物の順に規定
- ・ 検疫有害動物は、昆虫以外(丙眼目、線虫類、ダニ類等)、昆虫の順、検疫有害植物は、糸状菌、細菌、ウイルス、ウイロイドの順に規定し、各グループ内で50音順に規定
- ・ 検疫有害動物及び検疫有害植物の間に一行空け

4. 今後の予定

令和7年3月～4月 パブリックコメント募集
6月 改正告示の官報公示(公布の日の翌日に施行)